

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和5年5月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 13名
2. 出 席 委 員 11名にしてその氏名は次のとおり
1番 高橋 善一 2番 高橋 隆 3番 山岸 誠
4番 黒澤 ちよ子 5番 本間 仁一 6番 青木 憲一
8番 伊藤 圭一 9番 神尾 篤志 10番 朝倉 善則
12番 渡沢 寿 13番 安達 芳紀
3. 欠 席 委 員 7番 浅野 厚司 11番 鈴木 正徳
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 山内 美穂
同 上 事務局長補佐 佐藤 秀之
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
5. 付 議 事 件 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第6号 南陽市認定農業者の認定について
日程第5 議第18号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第6 議第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第7 議第20号 非農地証明願に対する可否について
日程第8 議第21号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について

6. (開会：ときに午後1時30分)
会議の要領 令和5年5月18日付け南農委告示第5号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会委員総会を開会いたします。
議長(高橋会長) ただ今出席されている委員は、11名であります。
なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、7番 浅野厚司委員、11番 鈴木正徳委員の2名であります。
よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長(高橋会長) それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。
8番 伊藤圭一委員、9番 神尾篤志委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 8番 伊藤 圭一 委員
9番 神尾 篤志 委員

議長(高橋会長) 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。
会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長(高橋会長) 日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長(高橋会長) 日程第4 報第4号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、報第6号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和5年4月26日付け農第66号で、南陽市長から本委員会に対し、令和5年4月25日付けで9件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長) ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、報第6号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長) 次に、日程第5 議第18号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 　ただ今上程されました、議第18号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し、所有権移転4件、使用貸借権設定1件の合計5件の許可申請がありましたので提案するものであります。

　農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) 　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今、提案されました、議第18号について、ご説明申し上げます。議案書は3ページと4ページになります。

　はじめに、3ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

　1番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 畑 32㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

　2番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外15筆の田が5, 440㎡、畑が13, 862. 36㎡、合計19, 302. 36㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

　3番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計96㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

　4番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 畑 186㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

　次に、4ページをご覧ください。使用貸借権設定の申請となります。

　5番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外1筆 畑 合計521㎡を新規の5年契約となっております。

　以上です。

議長(高橋会長) 　ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。はじめに、1番の現地調査については、7番 浅野厚司委員より調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 　浅野委員から本日ご連絡を頂戴しています。

　今回取得する■■■■■さんの果樹園に隣接する土地となっており、現地は、作付け等はされていませんが、草刈等の管理がされていて、一帯として使われるようになると確認をしてきたとご報告いただいています。

　以上です。

議長(高橋会長) 　次に、2番の現地調査について、村越竜仁推進委員より調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

本日村越委員よりご報告いただいています。

本案件につきましては、■■■■さんが体調を崩され、施設に入所するにあたって、財産処分を行うための申請と承っております。

現地を村越委員に確認いただきましたところ、▲▲字▲▲の面積が大きいところがございますが、こちらは山林化に近い状況が見られるということでした。

その下の▲▲字▲▲につきましても、山に近い傾斜地のところにあり、現在作付けがされておらず、木が迫ってきているということでした。

字▲▲のところにつきましては、サクランボのハウス等があるところですが、体調を崩されてからしばらく耕作はされておらず、若干管理が十分でないところもあるようだとご報告いただいています。

今回、所有者の■■■■さんのご都合もあるということで、申請受付したところでして、買受する■■■■さんによって今後管理していただけるのではないかと、ということで、近隣の方ともお話してきたと村越委員よりご報告いただいています。

以上です。

議長(高橋会長)

次に、3番の現地調査については、12番 渡沢寿委員より報告をお願いします。

12番
(渡沢寿委員)

昨日現地を見てまいりました。■■■■さんの管理している農地の隣にある土地で、一緒に管理されていますので、周辺に影響がないことを確認してまいりました。

以上です。

議長(高橋会長)

次に、4番の現地調査について、6番 青木憲一委員より報告をお願いします。

6番
(青木憲一委員)

23日に現地調査を行ってまいりました。
申請地は全て耕作され、周辺農地に影響がないことを確認してきたことをご報告申し上げます。

以上です。

議長(高橋会長)

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長)

異議なしと認めます。よって、本案件は、分割して審議することに決しました。

議長(高橋会長)

それでは、始めに、議第18号 3番の案件について、審議いたします。
ここで、4番 黒澤ちよ子委員の退席を求めます。

…………黒澤ちよ子委員退席…………

議長(高橋会長) これより、本案件について審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の3番の案件について、申請のとおり許可
することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長(高橋会長) ここで、4番 黒澤ちよ子委員の復席を求めます。

…………黒澤ちよ子委員復席…………

議長(高橋会長) お諮りいたします。
これより議第18号 3番を除く1番から5番までの4つの案件につ
いて審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

…………異議なしの声…………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の3番を除く1番から5番までの4つの案
件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手
をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第6 議第19号「農地法第5条第1項の規定による許可
申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

議長(高橋会長) 次に、日程第7 議第20号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第20号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第20号につきまして、ご説明します。
議案書の6ページをご覧ください。

嶋貫農地係長 1番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 外3筆 登記地目が畑 合計279.91㎡が、明治10年頃から住宅と農作業小屋敷地の一部として利用され、現在に至っているものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

なお、議案書の合計面積欄にその他と記載あるものは、農地台帳上で、既に現況宅地となっている土地の分の記載になります。

この案件も3条の申請と同じく、財産処分のための申請ということです。

以上です。

議長(高橋会長) ここで、1番の現地調査について、2番 高橋隆委員より、報告をお願いします。

2番 (高橋隆委員) 5月18日に、私と山岸誠委員、山内事務局長、嶋貫係長の4名で、非農地1件の調査を行ってまいりました。
この案件については、申請通りであったことをご報告いたします。
以上です。

議長(高橋会長) 本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただ今の1番の案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第8 議第21号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第21号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和5年5月12日付け農第134号をもって、南陽市長から本委員会に対し、旧「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、賃借権設定40件に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、
事務局長補佐の補足説明を求めます。

佐藤事務局長補佐 ただ今提案されました、議第21号につきまして、ご説明を申し上げます。
議案書は7ページからで、10ページにつきましては、総括表となっておりますのでご覧ください。
賃借権設定が40件で、計画面積が田150,633㎡で、全て田となっております。
11ページをご覧ください。詳細の設定につきましてご説明申し上げます。
No.1につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田2,066㎡外1筆の合計4,037㎡について、新規の3年で、毎年12月31日支払、金納となっております。
続いてNo.2につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田1,752㎡外2筆の合計3,053㎡について、新規の3年で、毎年12月31日支払、金納となっております。
No.3につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田1,619㎡外1筆の合計3,632㎡について、再設定の10年で、毎年12月31日の物納となっております。

佐藤事務局長補佐

No.4につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田1, 682㎡について、再設定の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

No.5につきましては、▲▲の亡き■■■■氏の法定相続人代表、■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田318㎡外2筆の合計3, 508㎡について、再設定の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

次に、No.6の▲▲の■■■■さんと、▲▲の■■■■さんとの間で、農地中間管理事業に伴う「やまがた農業支援センター」を介して設定するもので、▲▲字▲▲, 267㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

以下、15ページのNo.40までの34件につきましても、農地中間管理事業に伴う「やまがた農業支援センター」を介しての賃借権を設定するものですが、事前に通知させていただいておりましたので、このたびは件数が多いことから、以下の案件毎の説明を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長(高橋会長)

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が2名おりますので、分割して審議したいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長)

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長(高橋会長)

それでは始めに、議第21号 10番及び11番の案件について、審議いたします。

ここで、12番 渡沢寿委員の退席を求めます。

……………渡沢寿委員退席……………

議長(高橋会長)

これより、本案件について審議に入ります。

質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長)

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長)

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします、ただ今の10番及び11番の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長(高橋会長) ここで、12番 渡沢寿委員の復席を求めます。

……………渡沢寿委員復席……………

議長(高橋会長) 次に、議第21号 25番から28番の4つの案件について、審議いたします。
ここで、4番 黒澤ちよ子委員の退席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員退席……………

議長(高橋会長) これより、本案件について審議に入ります。
質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただ今の25番から28番の4つの案件について、
計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長(高橋会長) ここで、4番 黒澤ちよ子委員の復席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員復席……………

議長(高橋会長) これより、議第21号 10番及び11番、並びに25番から28番を
除く34の案件について審議に入りますが、一括して審議することにご
異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただ今の10番及び11番、並びに25番から28番を除く34の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長(高橋会長) 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和5年5月18日付け南農委告示第5号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会：ときに午後1時57分)